

## 岩手県ハンドボール協会慶弔規程

岩手県ハンドボール協会役員等慶弔基準要綱を次のように定め、令和6年4月1日から適用する。

第1 この要綱は、岩手県ハンドボール協会役員等の慶弔等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 第1に定める慶弔等の基準は、別表のとおりとする。

第3 事務局長は、別表に掲げる事由が発生したときは、理事長を経由し、会長に直ちに報告するものとする。

第4 会長は、前条の報告を受けたときは、速やかに事実確認を行い、対応するものとする。

第5 会長は、元役員又は関係機関、団体等について、特別の事情があると認めるときは、別表の慶弔等基準にかかわらず慶弔等を行うことができるものとする。

### 別表

区分	事由	基準内容
謝意	退任	勤続10年以上 感謝状及び記念品の贈呈 周年事業で贈呈
弔慰	弔事	香典 5,000 円、供花 1 基（時価） 弔電 弔辞（顧問、参与、会長、副会長、ブロック長、理事長、副理事長職にあった者を基準とする。） 会長（協会）へ法要の案内があった場合 香料 10,000 円